

障 発 0 3 3 1 第 25 号
こ 支 障 第 7 3 号
令 和 7 年 3 月 3 1 日

各 都道府県 障害保健福祉・児童福祉主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）
こども家庭庁支援局長
（ 公 印 省 略 ）

「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理」の一部改正について

本日、「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理」（平成3年厚生省告示第130号）が「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件」（令和7年内閣府・厚生労働省告示第1号）により改正され、令和7年4月1日から適用されます。

この改正内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管内関係機関、関係団体、関係業者等に周知方御配慮願います。

記

第一 改正内容

（１）新設する製品分類

第1項第3号の2 車載用姿勢保持装置

機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、乗車中の姿勢の保持を可能にする機能を有する車載用の装置

(2) 削除する製品分類

第1項第18号 頭部保持具

第1項第19号 座位保持椅子

(3) 製品分類の表記を修正するもの

(新) 二十八の十 視覚障害者用携帯型歩行支援装置

視力に障害を有する者の歩行に必要な情報の入手を容易にする製品であって、音声、振動等の視覚情報以外の方法のみにより情報を確認できる機能を有し、人工衛星を利用した情報通信ネットワーク等を通じて地図情報及び位置情報を受信する機能又は超音波を利用して障害物を検知する機能を有するものに限る。

(旧) 二十八の十 視覚障害者用携帯型歩行支援装置

視力に障害を有する者の歩行に必要な情報の入手を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号のみにより情報を確認できる機能を有し、人工衛星を利用した情報通信ネットワーク等を通じて地図情報及び位置情報を受信する機能又は超音波を利用して障害物を検知する機能を有するものに限る。

(新) 三十 特殊寝台

身体に障害を有する者が家庭において使用する寝台であって、身体に障害を有する者の頭部及び脚部の傾斜角度が調整できる機能を有するもので、次に掲げる条件の全てを満たすものに限る。

イ・ロ (略)

ハ キャスターを装着していないもの又はキャスターを装着している折畳み式のものであって折畳み時にのみキャスターが接地するもの

(旧) 三十 特殊寝台

身体に障害を有する者が家庭において使用する寝台であって、身体に障害を有する者の頭部及び脚部の傾斜角度が調整できる機能を有するもので、次に掲げる条件の全てを満たすものに限る。

イ・ロ (略)

ハ キャスターを装着していないもの

(新) 三十七 身体に障害を有する者による運転に支障がないよう、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十一条の規定により付される運転免許の条件の趣旨に従い、当該身体に障害を有する者の身体の状態に応じた、次に掲げる補助手段が講じられている自動車

イ 手動装置

車両本体に設けられたアクセルペダルとブレーキペダルを直接下肢で操作できない場合、下肢に代えて上肢で操作できるように設置されるもの

ロ～ニ (略)

ホ 足動装置

両上肢に障害があり既存の車では運転操作ができない場合、上肢に代えて両下肢で運転操作ができるようにするもの

ヘ 運転用改造座席

身体に障害があり、安定した運転姿勢が確保できない場合、サイドボードを付加した座席に交換することにより、安定した運転姿勢を確保できるよう設置されるもの

(旧) 三十七 身体に障害を有する者による運転に支障がないよう、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十一条の規定により付される運転免許の条件の趣旨に従い、当該身体に障害を有する者の身体の状態に応じた、次に掲げる補助手段が講じられている自動車

イ 手動装置

車両本体に設けられたアクセルペダルとブレーキペダルを直接下肢で操作できない場合、下肢に替えて上肢で操作できるように設置されるもの

ロ～ニ (略)

ホ 足動装置

両上肢に障害があり既存の車では運転操作ができない場合、上肢に替えて両下肢で運転操作ができるようにするもの

ヘ 運転用改造座席

身体に障害があり、安定した運転姿勢が確保できない場合、サイドポートを付加した座席に交換することにより、安定した運転姿勢を確保できるよう設置されるもの

(4) 既存の製品分類に追加するもの

(ア) 視覚障害者用ポータブルレコーダー（別表第1）

1 ポケブックVine C1（株式会社システムギアビジョン）

(イ) 視覚障害者用読書器 (別表第2)

- 2 OrCam Read (有限会社エクストラ)
- 3 クローバーブック・メイト (株式会社システムギアビジョン)
- 4 クローバーブックXL・プロ (株式会社システムギアビジョン)
- 5 LUNA6 (株式会社日本テレソフト)
- 6 LUNA8 (株式会社日本テレソフト)
- 7 LUNAS (株式会社日本テレソフト)
- 8 LUNAEye (株式会社日本テレソフト)
- 9 Merlin HD 24インチHDパック付き (株式会社日本テレソフト)
- 10 Merlin HD 24インチHDパックなし (株式会社日本テレソフト)
- 11 コンパクト8 (有限会社エクストラ)
- 12 ルビー10 (有限会社エクストラ)
- 13 よむべえミニ (株式会社アメディア)

(ウ) 視覚障害者用音声ICタグレコーダー (別表第2の2)

- 14 タッチスピーク (株式会社システムギアビジョン)
- 15 タッチスピーク・プラス (株式会社システムギアビジョン)
- 16 C-Blind Reader (株式会社FICP)

(エ) 聴覚障害者用屋内信号装置 (別表第3)

- 17 APコールテレフォン発信器 (mimiこむ株式会社)
- 18 APコールフラッシュ受信器 (mimiこむ株式会社)
- 19 APコールモバイル発信器 (mimiこむ株式会社)
- 20 APコール発信器 (mimiこむ株式会社)
- 21 NEWシルウォッチシステム (株式会社東京信友)
- 22 シルウォッチシステムセットR0201セット (株式会社東京信友)
- 23 シルウォッチシステムセットR0202セット (株式会社東京信友)
- 24 シルウォッチシステムセットR0203セット (株式会社東京信友)
- 25 シルウォッチシステムセットR0204セット (株式会社東京信友)
- 26 シルウォッチシステムセットR0701セット (株式会社東京信友)
- 27 シルウォッチシステムセットR0702セット (株式会社東京信友)
- 28 フラッシュライトシンプルプラスセット (株式会社エスケープランニング)

29 知らせる君 押しボタンセット (Ronk 株式会社)

(オ) 携帯用会話補助装置 (別表第 5)

30 TD Navio タブレット (株式会社クレアクト)

31 TD Navio タブレット Mini (株式会社クレアクト)

(5) 既存の製品分類から削除するもの

(ア) 視覚障害者用ポータブルレコーダー (別表第 1)

1 i-Speak (株式会社システムギアビジョン)

(イ) 視覚障害者用読書器 (別表第 2)

2 ルッキー 4 (株式会社システムギアビジョン)

3 クローバー 6 専用モニターモデル (株式会社システムギアビジョン)

4 Merlin HD 24 インチ (株式会社日本テレソフト)

(ウ) 聴覚障害者用屋内信号装置 (別表第 3)

5 シルウォッチシステムセット (株式会社東京信友)

6 フラッシュライトファミリープラスセット (株式会社エスケープランニング)

(エ) 重度障害者用意思伝達装置 (別表第 4)

7 LUCY (ダブル技研株式会社)

8 OriHime eye (株式会社オリィ研究所)

9 miyasuku EyeConSW-P (株式会社ユニコーン)

10 miyasuku EyeConSW-I (株式会社ユニコーン)

11 Easy Connect (Control Bionics Limited)

(オ) 携帯用会話補助装置 (別表第 5)

12 ゴートーク 4+ (宮崎美和子 (こころ工房))

13 ゴートーク 9+ (宮崎美和子 (こころ工房))

14 ゴートーク 20+ (宮崎美和子 (こころ工房))

15 らくらく 10-9 (株式会社プリモ)

(6) 既存の製品の販売元及び販売元の住所又は所在地を変更するもの

(ア) 聴覚障害者用屋内信号装置 (別表第 3)

(新) m i m i こむ株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 32 番 2
ー901 号

(旧) 株式会社自立コム 東京都渋谷区円山町 28 番 4 号

(イ) 携帯用会話補助装置 (別表第 5)

(新) m i m i こむ株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 32 番 2
ー901 号

(旧) 株式会社自立コム 東京都渋谷区円山町 28 番 4 号

(7) 既存の製品の販売元の住所又は所在地を変更するもの

(ア) 聴覚障害者用屋内信号装置 (別表第 3)

株式会社エスケープランニング

(新) 千葉県松戸市松飛台 535 番地 1 白鵬ビル 1 階

(旧) 千葉県佐倉市上座 574 番地 12

(イ) 重度障害者用意思伝達装置 (別表第 4)

1 株式会社ユニコーン

(新) 広島県広島市安佐北区可部南一丁目 27 番 20 号

(旧) 広島県広島市安佐南区西原四丁目 14 番 13 号

2 株式会社オレンジアーチ

(新) 東京都足立区千住一丁目 4 番 1 号東京芸術センター10 階

(旧) 東京都足立区千住一丁目 11 番 2 号北千住 V ビルディング 7 階

第二 適用期日

令和 7 年 4 月 1 日から適用する。